

令和6年度

三沢市立三沢病院
修学資金貸与制度募集要項
(薬剤師)

【問い合わせ・申請書類提出先】

〒033-0022

青森県三沢市大字三沢字堀口164番地65号

三沢市立三沢病院 管理課 庶務会計係

(代表 0176-53-2161 内線 2122)

【応募資格】

- ・ 薬剤師免許取得後、三沢市立三沢病院において業務に従事しようとする者
- ・ 令和7年4月に教育機関等（大学等）に入学する者、又は在学中の者
- ・ 他医療機関等への就職を前提とする修学資金貸与制度を申請していない者

【選考基準】

申請書類により、成績、志望動機、家族構成及び経済的状况等を総合的に判断したうえで決定します。（貸与決定は令和7年2月中に通知する予定です。）

【貸与期間】

貸与される者が在学する教育機関等の令和7年4月以降の正規の修学期間。ただし留年、休学又は停学を受けた期間は貸与しません。

【修学資金の貸与額及び支給方法】

貸与額は月額10万円以内とし、学生本人名義の口座へ振り込みとなります。支給日は4月以降毎月21日となりますが、21日が土曜日、日曜日及び祝日の場合はその直前の平日となります。

【募集人員】

薬剤師 若干名

【募集期間】

令和6年11月29日（金）から令和6年12月20日（金）まで

※郵送の場合は令和6年12月20日（金）必着とします。

【提出書類】

- (1)修学資金貸与願書（様式第1号）
- (2)成績証明書（提出時点のもの）
- (3)在学証明書※在学証明書は、修学期間中毎年提出していただきます。

【連帯保証人】

申請には、連帯保証人2名（保護者1名と独立の生計を営む者1名）の署名が必要となります。また、添付書類として連帯保証人それぞれの令和5年分の所得証明書及び令和6年度の市町村民税の納税証明書が必要となります。

【決定取消、返還、免除等について】

- ① 貸与決定後に教育機関等に入学できなかった場合は決定取消になります。
- ② 卒業年に免許を取得し、三沢市立三沢病院で貸与期間の1.5倍の期間を勤務した場合には返還を全額免除します。停職、欠勤、休職、病気休暇等により勤務できない期間がある場合は、その期間を返還免除の条件となる勤務期間から差し引きます。
- ③ 次のいずれかに該当するときは貸与を終了し、これまでに貸与した修学資金は原則一括返還していただきます。

(1)退学したとき。

(2)心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。

(3)死亡したとき。

(4)修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(5)三沢病院に勤務しなかった場合や、卒業後2年以内の国家試験の不合格などの理由により、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき

【問合せ・申請書類提出先】 三沢市立三沢病院 管理課 庶務会計係
電話 0176-53-2161（内線2122）